

公益財団法人防長俱楽部

評議員の報酬等及び費用に関する規程

(評議員報酬規程)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、この法人の定款第14条の規定に基づき、評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 この法人は、すべての評議員は、無報酬とする。

(交通費)

第3条 評議員には、評議員会出席等の都度、交通費を支給することができる。

2 評議員に対する交通費の支給方法は、第4条に従うものとする。

(費用)

第4条 この法人は、評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては事前に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 負担した費用については、実費額を確認する書類を提出しなければならない。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の特別決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、公益財団法人防長俱楽部としての登記の日より施行する。